

社会福祉法人海士町社会福祉協議会 役員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する規程

(報 酬)

第1条 役員（評議員を含む）で非常勤の者の報酬の額は、別表1及び別表2のとおりとする。

(旅 費)

第2条 役員で非常勤のものが、公務のため旅行したときは、その旅行について旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第3のとおりとする。

3 別表第3の1の左欄に掲げる地に旅行した場合には、前項の規定にかかわらず同表の右欄に掲げる額を計算したものとする。

(報酬の支給日)

第3条 会長・理事及び監事の報酬は、必要の都度、支払うものとする。

2 評議員の報酬は、毎会計年度の3月31日に支払うものとする。ただし、評議員が年度の中途において就任又は退任した場合は、その日の属する月を算入して、月割計算によって支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

附 則

1. 改正後の、海士町社会福祉協議会役員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する規程は、平成9月4月1年から適用する。

2. 会長報酬の改正規程は、平成14年2月13日から施行する。

3. 役員の日額報酬の改正規程は、平成14年4月1日より適用する。

4. 別表第2船賃及び日当並びに別表第2の2の改正規程は、平成16年4月1日より適用する。

5. 別表1会長及び評議員の報酬の額の改正規程は、平成23年6月1日より適用する。

6. 別表1及び2の改正規程は、平成27年12月25日より交付し、平成27年4月1日より適用する。

7. 第1条及び別表2の改正規程は、平成29年4月1日より適用する。

8. 第1条及び別表2、別表3の1の改正規程は、平成29年6月8日より施行する。

9. 別表2の改正規程は令和元年6月5日より施行する。

10. 改正規程は令和5年4月1日より施行する。

別表 1

区 分	報酬の額
会 長	年 額 720,000 円

別表第 2

区 分	報 酬
理 事	日 額 5,000 円
監 事	日 額 5,000 円
評議員選任・解任委員	日 額 3,500 円
評 議 員	年 額 10,500 円

別表第 3

地域区分	鉄道運賃	船 賃	車 賃	日 当	宿泊料
県内（鳥取県を含む）	旅客運賃、特急、急行料金及び座席指定料金	2 等 賃 運	実 費	5,000 円	7,000 円
県 外					10,700 円
政令都市等					12,700 円

備考

1. 鉄道賃の急行料金等は、新幹線にあつては片道 100 キロメートル以上、特急列車を運行する路線にあつては片道 50 キロメートル以上、急行列車を運行する路線にあつては片道 20 キロメートル以上のものに支給する。
2. 座席指定料金は支給する。
3. 船賃は、高速旅客船を利用したときは、特にその必要がある場合に限り、現に支払った運賃の額を支給する。
4. 島前内旅行の場合の連絡運賃は、実費を支給する。
5. 緊急又はやむを得ない場合で航空便及びその他の輸送機関を利用したときは、実費を支給する。

別表第 3 の 1

役 員	旅行先	1 日（日帰り）	1 泊 2 日	2 泊 3 日	3 泊 4 日
	松江市		23,000	36,000	49,000
	島 後	7,000	19,000	32,000	45,000
	島 前	5,600			

備考

1. 3 泊 4 日以上の旅費については、この表に掲げる額に、別表第 3 の日当及び宿泊料を加算する。
2. 高速旅客船の利用については、特にその必要がある場合に限り、現に支払った旅客運賃の額を支給する。